

競 技 注 意 事 項

1. 本大会は、2021年度(公財)日本陸上競技連盟規則及び本大会要項・監督会議申し合わせ事項により実施する。日本陸上競技連盟が示す「陸上競技活動再開についてのガイダンス」に基づき実施する。
2. ウォーミングアップは、補助競技場(投てきは砲丸投のみ)で行うこと。室内走路の使用は禁止とする。
3. 招集について

- ①競技開始時刻の**40分前**までに**競技場内記録室前の簡易招集所**で自分のナンバーに○をつける。
- ②トラック競技はスタート地点、4×100mRは各スタート場所に**競技開始10分前**、フィールド競技は現地に**競技開始30分前**までに集合する。この時刻が招集完了時刻になる。
- ③混成競技において、第1日、第2日ともに第1種目目は簡易招集所で○をつける。それ以降の種目については、トラック種目は10分前、フィールド種目は20分前に現地に集合し係の点呼を受ける。
- ④**各種目において規格外シューズ、スパイクの使用は認めない。競技開始40分前**までに簡易招集所で使用するシューズ、スパイクの確認を必ず受けること。チェックを受けたシューズ、スパイクのみ使用することとする。リレー種目及び混成種目の第1日、第2日ともに2種目目以降の種目で使用するシューズ、スパイクの確認を現地で必ず受けること。

4. 走高跳のバーの上げ方は次の通りとする。

		練習	1	2	3	4	5	6	7	8	
男 子	1m40～	1m45	1m50	1m55	1m60	1m65	1m70	1m75	1m80		以後+3cm
	1m65～										
女 子	1m10～	1m15	1m20	1m25	1m30	1m35	1m40	1m45	1m50		以後+3cm
	1m40～										
混成男女		選手・天候の状況により決定し、3cmずつ上げる。									

5. 棒高跳のバーの上げ方は、選手・天候の状況により決定する。
6. リレーオーダー用紙の提出は、最初の組の招集完了時刻の1時間前までに招集所に提出すること。
7. セパレートレーンの競技では、ゴール後も自分のレーンを走ること。
8. 同タイムにより次のラウンドに進む競技者の決定は下記による。
 - ①800mまでの競走
同タイムの場合、写真判定の拡大写真(0.001秒)によるが、それでも同着の場合は抽選とする。
 - ②1500m以上の競走
同タイムの競技者はすべて次のラウンドに進める。
9. 棒高跳のポールは検定のうえ、使用してもよい。
10. ハンマー投の練習は大会期間中は禁止とする。サブトラックも同様とする。
11. 男子総合、女子総合6位まで、男子、女子ともにトラック3位、フィールド3位、優秀選手には賞状を授与する。
12. 各決勝種目後の表彰は実施しない。
13. 県大会出場者について
 - ①トラック競技は14枠、リレーは8枠、2000mSCは各地区予選記録上位15名、混成競技は各地区予選記録上位8名までとする。
 - ②トラック競技における県大会の出場者は、出場枠内で「予選、準決、決勝」のいずれかのラウンドにおいて記録を残した者に限る。ただし、障害・競歩・リレー競技の失格は出場枠内であれば、県大会の出場を認める(申合せ事項)。
 - ③フィールド競技は14名以内で、さらに下記の参加標準記録を突破した者とする。

〈フィールド競技標準記録〉

種 目	県大会参加標準記録		備 考
	男子	女子	
走高跳	1 m 5 5	1 m 2 5	
棒高跳	2 m 5 0	2 m 0 0	
走幅跳	5 m 8 0	4 m 3 0	追風参考記録も含む
三段跳	1 1 m 0 0	9 m 0 0	追風参考記録も含む
砲丸投	8 m 5 0	7 m 5 0	
円盤投	2 3 m 0 0	1 5 m 0 0	
ハンマー投	1 5 m 0 0	1 3 m 0 0	
やり投	3 3 m 0 0	2 2 m 0 0	

- ④混成競技はこの限りではない(申合せ事項)。
13. 該当種目に出場する選手以外は競技場に入らないこと。また、本部役員席前は通行禁止とする。
14. 競技欠場と多種目同時出場の取り扱いについて(用紙は簡易招集所に準備)
 - ①トラック競技は競技開始40分前までに「欠場届」または、「多種目同時出場届」用紙を簡易招集所に提出する。
 - ②フィールド競技は競技開始1時間前までに「欠場届」または、「多種目同時出場届」用紙を簡易招集所に提出する。
 - ③リレー競技は欠場する場合はリレーオーダー用紙提出時刻までに「欠場届」を提出する。
15. その他
 - ①コロナウイルス感染拡大防止のため、集団応援を含む応援はすべて禁止とする。
 - ②該当種目に出場する選手以外は競技場に入らないこと。また、本部役員席前は通行禁止とする。
 - ③室内走路は使用禁止とする。
 - ④更衣室の使用については、入室する人数を制限し、滞在は短時間にすること。